

令和8年度ベンチャー企業海外展開支援事業 募集要項

1 事業概要

(1) 概要

米国アクセラレーターである Entrepreneurs Roundtable Accelerator (以下、「ERA」という。)によるアクセラレーションプログラムを、事前プログラムをオンラインで、メインプログラムをニューヨーク現地で実施します。世界レベルのメンタリングを受けることにより、海外ベンチャーキャピタルからの資金調達や世界各国への販路拡大を目指すことができます。

(2) 主催者

茨城県、独立行政法人日本貿易振興機構茨城貿易情報センター（本事業受託機関。以下、「ジェトロ茨城」という。）

(3) 事業期間

支援決定から、令和9年2月28日（日）まで

【事業の全体の流れ（予定）】

内容	時期
募集期限	令和8年8月21日(金)17時
選考期間（書類審査およびオンライン面談）	令和8年9月上中旬
選考結果通知	令和8年9月下旬
事前トレーニングプログラム ※オンライン	令和8年10月26日(月)～11月13日(金)
メインプログラム ※ニューヨーク	令和8年11月16日(月)～11月20日(金)
プログラム終了後フォローアップ	～令和9年2月28日（日）

2 応募要件

原則として、下記の要件を満たす企業5社程度を支援対象とします。

【要件】

- ① 新技術や新しいビジネスモデルを中核とした新規事業により、急速な成長を目指すベンチャー企業であること。(モックアップまたは製品・サービスをすでに有していれば尚可。)
- ② 英語での十分なコミュニケーション能力を有すること。(全編英語での開催。通訳なし。)
- ③ 今後の事業計画において、海外展開を目指していること。
- ④ アクセラレーターが指定するオンラインミーティングシステムの環境 (Teams、Zoom 等) を参加者自身で準備できること。
- ⑤ 茨城県内に拠点をもち、または、茨城県内の研究機関や大学等とゆかりがあるベンチャー企業であること。

3 応募方法

(1) 応募書類

令和8年度ベンチャー企業海外展開支援事業 応募様式に必要事項を日本語および英語で記載のうえ、以下にご提出願います。

なお、ピッチ資料などの補足説明資料（英文）がある際は、併せてご提出願います。

(提出先)

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課

E-Mail: shosei5@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 応募期限

令和8年8月21日(金) 17時必着

(3) 参加費

無料

※プログラム参加に伴う海外渡航費、通信費、プログラムに使用する資料の準備など、本事業への参加にあたって発生する諸費用は、各応募者においてご負担ください。

(4) 問い合わせ先

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課イノベーション創出G(担当:根本)

TEL:029-301-3522 FAX:029-301-3599

E-Mail: shosei5@pref.ibaraki.lg.jp

4 支援対象企業の選定について

(1) 書面審査

書面審査は、茨城県及びジェトロ茨城において実施します。

審査の内容は以下の①、②のとおりです。

なお、審査結果に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

① 応募内容に関する審査

審査は、「2 応募要件」を満たしているか確認し、以下②の項目に沿って実施します。

② 審査項目

ア 競争優位性

事業内容・製品に対し、独創性や新規性があり、競合相手に対する優位性があること

イ 社会的インパクト

事業理念やミッションが示されており、社会に影響を与える可能性を有していること

ウ 経営陣の知見と人的ネットワーク

企業の経営面において、経営陣に豊富な知識やバックグラウンドを活用した人的ネットワーク等を有していること

エ 海外展開の実現可能性

今後の海外展開計画について、海外市場への適合性が見込まれ、且つ計画に具体性及び実現可能性があること、または、海外展開に意欲的なこと

オ 支援の必要性

本プログラムを通じ、資金調達や海外販路拡大、提携などの達成したい具体的な目標があること

(2) 面接審査

茨城県及びジェトロ茨城による書類審査を経て、ERA とのオンライン面談により採択を決定します。

(3) 選考結果の通知

応募者全員に対して、結果を通知します。

5 当該事業の実施見合わせ等

主催者の責に帰すことのできない事由によって、当該事業の全部または一部が中止・中断された場合、これによって支援対象事業者が生じた損害について、主催者は一切責任を負いません。

6 キャンセル規定

参加者の自己都合によるキャンセルは、やむを得ない場合を除き認められません。採択通知後、やむを得ない事情によりキャンセルされる場合は、書面をもって所定の手続きを行ってください。この場合、支援対象事業者に生ずる損害について、主催者は一切責任を負いません。

7 違反による支援終了

主催者は、支援対象事業者が本要項に違反した場合、支援期間の途中であっても支援を終了することができるものとします。この場合、支援対象事業者が生じた損害について、主催者は一切責任を負いません。

8 個人情報保護

茨城県、ジェトロ茨城、アクセラレーターの三者は、当該事業へのお申込において提出いただいた支援対象事業者の情報を適切に管理するとともに、当該事業のために共有・活用します。

なお、当該事業により支援する事業者及び製品の情報や各種写真等については、茨城県議会や報道機関等に適宜公表しますので、予めご了承ください。

9 アンケート等

当該事業の成果把握等のため、主催者が実施するアンケートにご回答いただきます。

また、支援期間中および支援終了後に関わらず、商談の成約、資金調達の成功等、ビジネスの進展状況等について、アンケートや電話等により聞き取りする際、ご協力いただきます。

なお、本事業から得られた成果内容は、お断りの上、WEB サイトや広報活動に利用させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

10 規定外事項

本要項に定めのない事項が発生した場合は、主催者、支援対象事業者で協議の上、対応を決定するものとします。